

津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日訓第 56 号

改正 令和 4 年 2 月 25 日訓第 5 号

令和 7 年 7 月 4 日訓第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき農業生産活動（実施要綱別紙第 1 の 4 の活動をいう。以下「交付対象活動」という。）の実施を推進する活動に取り組む農業者団体等（実施要領第 1 の農業者団体等をいう。以下同じ。）に対して、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の交付金は、「環境保全型農業直接支払交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 交付金は、実施要綱及び実施要領に基づき、本市の区域内における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。）に存する農地（以下「交付対象農地」という。）において、交付対象活動に取り組む農業者団体等に対し、これを交付するものとする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金は、別表の左欄に掲げる交付対象活動の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。同一農地において、交付対象活動を複数組み合わせを行った場合

も、同様とする。

（実績の報告）

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、交付対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日訓第5号）

この訓は、令和4年2月25日から施行し、改正後の第4条及び別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年7月4日訓第53号）

- 1 この訓は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に実施した活動に係る交付金について適用する。

別表（第４条関係）

交付対象活動	交付限度額
実施要綱別紙第１の４(1)に規定する５割低減の取組（以下「５割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	交付対象農地の面積１０アール当たり３，６００円
５割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	交付対象農地の面積１０アール当たり５，０００円
５割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	交付対象農地の面積１０アール当たり５，０００円
５割低減の取組と総合防除（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物（以下「そば等」という。）に関するものを除く。）を組み合わせた取組	交付対象農地の面積１０アール当たり４，０００円
５割低減の取組と総合防除（そば等に関するものに限る。）を組み合わせた取組	交付対象農地の面積１０アール当たり２，０００円
有機農業の取組（そば等に関するものを除く。）	交付対象農地の面積１０アール当たり１４，０００円
有機農業の取組（そば等に関するものに限る。）	交付対象農地の面積１０アール当たり３，０００円
畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培（大豆に関するものに限る。）	交付対象農地の面積１０アール当たり５，０００円
備考	
１ 有機農業の取組（そば等に関するものを除く。）のうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、交付対象農地の面積１０アール当たりの交付単価に２，０００円を加算する。	
２ 実施要綱別紙第１の４(7)に規定する有機農業の取組の拡大に向けた活動を実施する場合は、交付対象農地の面積１０アール当たりの交付単価に４，０００円を加算する。	